

上越市内の中小企業等へ就職する

U・I・Jターン者や市内に定住する若者を応援します

◆上越市就労促進家賃補助金

【補助対象者】 次の(1)(2)のいずれかの条件を満たす人

- (1) 上越市外から転入し住民登録した日から1年以内に就職した人
- (2) 上越市内に住所を有し、初めて就職した人で、就職した日の年

【補助対象要件】 次の(1)～(5)の全てを満たしていることが必要です。

- (1) フルタイム勤務で期間の定めのない労働契約に基づき就職した人
- (2) 上越市内の賃貸住宅に居住すること（勤務する企業等の社宅や社員寮、公営住宅等は除く）
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 勤務する事業所の人事異動等により、将来、市外に転出する見込みがない人
- (5) 勤務先の主たる事業所（本店）が、上越市内にある「中小企業、大企業、社会福祉法人等」であること

※ただし、他の公的制度による家賃助成を受給されている場合は対象となりません。

【留意事項】

- ・企業等から必要事項の記入・押印がある「雇用証明書（第2号様式）」を発行してもらって下さい。
- ・補助対象者(2)に該当する人は、「未就職申立書（第3号様式）」及び卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は退学証明書を提出して下さい。
- ・補助金の支給には、年3回の実績報告が必要です。家賃の支払いを証する書類の写しを添えて、7月末(4～7月分)、11月末(8～11月分)、3月末(12～3月分)までに「実績報告書兼請求書（第6号様式）」を提出して下さい。
- ・申請期限は、就職した日から2か月以内です。
- ・補助対象期間が次年度に渡る場合は、再度の申請が次年度4月に必要となります。

【補助内容】

補助期間 : 1年間

補助金の額 : 月額家賃から管理費・共益費・勤務先の住居手当等を除いた額の2分の1

<上限額>

- ・月額上限2万円 : 医療、福祉、建設業の分野の企業等に就職した人
- ・月額上限1万円 : その他の企業等に就職した人



「補助金交付手続き」の流れ

【事業所（採用事業所）】

①雇用

「雇用証明書（第2号様式）」を発行してください。

【申請者（就職者）】

②補助金交付申請

<提出書類>

必須の書類

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
 - ・雇用証明書（第2号様式）
 - ・住宅賃貸借契約書の写し
- 市内に居住して初めて就職する人
（転入の人は下記書類は不要です）
- ・未就職申立書（第3号様式）
 - ・卒業証書の写し若しくは卒業証明書
又は退学証明書

⑤実績報告

※7月末、11月末、3月末までに年
3回提出が必要です。

<提出書類>

- ・実績報告書兼請求書（第6号様式）
- ・家賃等の支払を証する書類の写し
※領収書、通帳のコピーなど

【上越市】

③受理・審査

交付申請書等関係書類を受理し、審査します。

④交付決定・却下を通知

審査の結果、交付の決定・却下を通知
します。

⑥補助金の支払

実績報告を基に、年3回に分けて、
指定口座に補助金を振り込みます。

※申請書や各種証明書等の様式は、上越市のホームページからダウンロードが可能であり、記載例も掲載していますので、参考として下さい。

※詳細については、上越市ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp/> から、産業政策課のページをご覧ください。または、直接、お問い合わせください。



このチラシに関する問い合わせ

上越市産業政策課労働係（☎025-520-5730）

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

